

甲 府 市 公 報

第 1373 号

発行所 甲 府 市 役 所
発行人 甲 府 市
(毎月 5 日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日)
印刷所 サンニチ印刷
甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

【規 則】

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	46
甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	54
甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則	55

【告 示】

開発行為に関する工事の完了公告	55
自転車等放置禁止区域の指定告示	55
公の施設に係る指定管理者の指定告示	55
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	56
介護保険料督促状公示送達	56
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	56
予防接種実施公告	56
差押調書（謄本）公示送達	57
住民票を職権消した者の公示	57
道路区域の決定告示	57
道路の供用開始告示	58
国民健康保険料納入通知書公示送達	58

配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	58
入札告示（2件）	59
開発行為に関する工事の完了公告（4件）	61
国民健康保険料督促状公示送達	62
道路位置の指定公告	62
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	62
開発行為に関する工事の完了公告	63
入札告示	63
差押調書（謄本）公示送達	64
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	64
担保権設定等財産の差押通知書公示送達	65
介護保険被保険者証無効告示	65
介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達	65
広告物等を保管した旨の公告	65
開発行為に関する工事の完了公告	66
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達	66
道路区域の決定告示	66
国民健康保険被保険者証無効告示	66
差押調書（謄本）公示送達（2件）	66
軽自動車税督促状公示送達	67

予防接種実施公告	67
甲府市市営住宅入居者募集公告	68

【農 業 委 員 会】

甲府市農業委員会 1 月定例総会招集公告	69
----------------------	----

【上 下 水 道 局】

公共下水道の供用開始公告	70
入札告示	70
指定給水装置工事事業者の指定告示	71
下水道工事指定店の指定告示	72

【任 免 辞 令】

市長事務部局	72
--------	----

規則

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第1号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に、「別記第14号様式」を「別記第12号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に改める。

別表に次のように加える。

49	法人市民税減免申請書	法第323条 条例第33条第2項
50	法人市民税減免申請に関する通知書	法第323条 条例第33条第2項
51	固定資産税非課税申告書	法第348条 条例第39条、条例第40条、条例第41条及び条例第41条の2
52	固定資産税非課税適用（不適用）通知書	法第348条 条例第39条、条例第40条、条例第41条及び条例第41条の2
53	固定資産税非課税事由消滅申告書	法第348条 条例第42条
54	固定資産税非課税取消決定通知書	法第348条 条例第42条
55	固定資産税減免申請書	法第367条 条例第52条第2項

56	固定資産税減免決定（却下）通知書	法第367条 条例第52条第2項
57	固定資産税減免事由消滅申告書	法第367条 条例第52条第3項
58	固定資産税減免取消決定通知書	法第367条 条例第52条第3項
59	住宅用地申告書（変更申告書）	法第384条 条例第54条の2

第32号様式を次のように改める。

給与支払報告 にかかると所得者異動届出書
特別徴収

※ 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

特別徴収義務者 指定番号	個人番号	係	氏名	電話番号	11月以降 退職までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)
申付市長	〒	所在地	氏名	(旧姓)	月以降	円
平成 年 月 日 提出	〒	所在地	氏名	(旧姓)	月以降	円
氏名	〒	所在地	氏名	(旧姓)	月以降	円
旧住所	〒	所在地	氏名	(旧姓)	月以降	円
現住所	〒	所在地	氏名	(旧姓)	月以降	円

◎給与の支払を受けた後、月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定額	※ 処理事項
1. 異動が平成 年12月31日までで、申付市長 あつたため(月 日申出)	円	
2. 異動が平成 年1月1日以後で特別徴収の 継続の希望がないため	円	
一括徴収できない理由	円	
(○を付してください)		
1. 5月31日まで支払われる給与引当金は退職手当等がない ため又は未徴収税額は少ないため		
2. その他理由()		

◎給与による特別徴収届出書(左欄外の注意書2を参照してください。)

月割額	円	〒	所在地	特別徴収義務者 指定番号
納入する。	円	〒	所在地	特別徴収義務者 指定番号
給与支払方法 及びその期日	円	〒	所在地	特別徴収義務者 指定番号

軽自動車保有納税通知書

◎税額一覧表(参考)

車種	種別	年間額(円)
第一種	種別 (50cc以下)	
第二種	種別 (90cc以下)	
第三種	種別 (125cc以下)	
第四種	種別 (125cc以下)	
第五種	種別 (125cc以下)	
第六種	種別 (125cc以下)	
第七種	種別 (125cc以下)	
第八種	種別 (125cc以下)	
第九種	種別 (125cc以下)	
第十種	種別 (125cc以下)	
第十一種	種別 (125cc以下)	
第十二種	種別 (125cc以下)	
第十三種	種別 (125cc以下)	
第十四種	種別 (125cc以下)	
第十五種	種別 (125cc以下)	
第十六種	種別 (125cc以下)	
第十七種	種別 (125cc以下)	
第十八種	種別 (125cc以下)	
第十九種	種別 (125cc以下)	
第二十種	種別 (125cc以下)	

◎加入者名 甲府市 納入通知書控(原付)

加入者名	甲府市
口座番号	甲府市社会福祉課
納付者	甲府市長

◎納入通知書 甲府市 納入通知書

合計金額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	円
納付者	円
発行日	円

◎納入通知書 甲府市 納入通知書

合計金額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	円
納付者	円
発行日	円

◎納入通知書 甲府市 納入通知書

合計金額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	円
納付者	円
発行日	円

◎納入通知書 甲府市 納入通知書

合計金額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	円
納付者	円
発行日	円

第38号様式(その2)を次のように改める。

第38号様式(その2)

年 月 日
甲府市長

通知書番号	
車両(標識)番号	
車両種別	

税額	円
納期限(振替日)	
金融機関名	
本店名	

◎税額一覧表(参考)

車両種別	年税額(円)	車両種別	年税額(円)
第一種(50cc以下)		軽二輪	
第二種乙(90cc以下)		軽三輪	
原動機付自転車		専ら雪上を走行するもの	
第二種甲(125cc以下)		軽乗用車	
ミニカー		軽四輪	
小型自動車		軽貨物車	
農耕作業用(含SSトラクター)		軽四輪	
その他		軽貨物車	
二輪の小型自動車		軽貨物車	

軽自動車税納税通知書

第48号様式の次に次の11様式を加える。

第49号様式

法人市民税減免申請書

法人番号		
年 月 日		
(あて先) 甲 府 市 長		
所 在 地		
名 称		
代表者氏名	Ⓜ	
電 話 番 号	()	
甲府市市税条例第33条第2項の規定により、次のとおり減免を受けたいので、申請します。		
事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日	
減免を受けようとする均等割額	均等割額	円
	納期限	年 月 日
減免を受けようとする理由		
事業内容		

申請上の注意

- 1 申請書は、減免申請理由の事実を証する書類を添付して、納期限の7日前までに提出してください。
- 2 収益事業を行っている場合は、減免の対象にはなりません。
- 3 減免後、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告してください。
- 4 法人市民税均等割申告書も併せて提出してください。

第50号様式

発 第 号
年 月 日

法人市民税減免申請に関する通知書

様

甲府市長



年 月 日付けで申請のありました 年度法人市民税減免申請について、
市税条例第33条第1項の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

- 市税条例第33条第1項第 号の規定により次のとおり減免します。
- 市税条例第33条第1項に規定する法人市民税の減免に該当しません。
理由
()

減免する均等割額 円

第51号様式

固定資産税非課税申告書

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

住所

申告者 氏名



電話

地方税法348条 項 号の規定により、次の物件に係る固定資産税の非課税の適用を
受けたく関係書類を添えて申告します。

[土地]

所在地	地目	地積	用途

[家屋]

所在地	家屋番号	種類	構造
床面積		用途	
1階	1階以外	合計	
m ²	m ²	m ²	

[償却資産]

資産の所在					
資産の種類	資産番号	資産名称	数量	取得年月	用途

第52号様式

発 第 号
年 月 日

様

甲府市長 印

固定資産税非課税適用(不適用)通知書

年 月 日付けで申請のありました固定資産税の非課税の適用については、次の資産を適用(不適用)としたので通知します。

〔土地〕

所在地	地目	地積(m ²)	用途

〔家屋〕

所在地	家屋番号	構造	床面積(m ²)	用途

〔償却資産〕

資産の所在	資産名称

非課税の始期

地方税法第348条第 項第 号の規定により、 年度からの固定資産税を非課税とします。

不適用の理由

第53号様式

固定資産税非課税事由消滅申告書

年 月 日

(あて先)
甲府市長

住所
申請者 氏名 印
電話

固定資産税の非課税の適用について、非課税事由が消滅したため、甲府市市税条例第42条の規定により次のとおり申告します。

非課税事由消滅日 年 月 日

〔非課税事由消滅理由〕

--

〔土地〕

所在地	地目	地積
		m ²

〔家屋〕

所在地	家屋番号	床面積
		m ²

〔償却資産〕

資産の所在	資産名称	数量

第54号様式

発 第 号
年 月 日

様

甲府市長 印

固定資産税非課税取消決定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した固定資産税の非課税の適用について、次のとおり非課税事由が消滅しているため、地方税法第348条第10項の規定により、非課税の取消しを通知します。

非課税事由消滅確認日 年 月 日

〔取消理由〕

--

〔土地〕

所在地	地目	地積
		㎡

〔家屋〕

所在地	家屋番号	床面積
		㎡

〔償却資産〕

資産の所在	資産名称	数量

第55号様式

固定資産税減免申請書

年 月 日

(あて先)
甲府市長

住所
申請者 氏名 印
電話

次の事由により固定資産税の減免を受けたく、甲府市市税条例第52条第1項第 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

〔申請事由〕

--

〔土地〕

所在地	地目	地積	価格
		㎡	円

〔家屋〕

所在地	家屋番号	種類	構造
床面積		価格	
1階	以外	合計	円
㎡	㎡	㎡	

〔償却資産〕

資産の所在	資産番号	資産名称	数量	取得年月	取得価格
					円

第56号様式

発 第 号
年 月 日

様

甲府市長 印

固定資産税減免決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました固定資産税の減免については、次のとおり決定(却下)したので通知します。

〔土地〕

所在地	地目	地積(m ²)	用途	軽減又は免除の割合

〔家屋〕

所在地	家屋番号	構造	床面積(m ²)	用途	軽減又は免除の割合

〔償却資産〕

資産の所在	資産名称	軽減又は免除の割合

減免の始期

甲府市市税条例施行規則第9条の規定により、 年度 期からの税額を免除(軽減)します。

減免税額

当初の年税額より、 円免除(軽減)します。

却下の理由

第57号様式

固定資産税減免事由消滅申告書

年 月 日

(あて先)

甲府市長

住所

申請者

氏名

電話

固定資産税の減免について、減免事由が消滅したため、甲府市市税条例第52条第3項の規定により次のとおり申告します。

減免事由消滅日 年 月 日

〔減免事由消滅理由〕

〔土地〕

所在地	地目	地積
		m ²

〔家屋〕

所在地	家屋番号	床面積
		m ²

〔償却資産〕

資産の所在	資産名称	数量

第 5 8 号様式

様

発 第 号
年 月 日

甲府市長 印

固定資産税減免取消決定通知書

年 月 日付で 発第 号で通知した固定資産税の減免について、次のおり減免事由が消滅しているため、減免の取消しを通知します。

減免事由消滅確認日 年 月 日

〔取消理由〕

--

〔土地〕

所在地	地 目	地 積
		m ²

〔家屋〕

所在地	家屋番号	床面積
		m ²

〔償却資産〕

資産の所在	資産名称	数 量

第 5 9 号様式

住宅用地申告書(変更申告書)

(あて先) 甲 府 市 長
甲府市市税条例第54条の2(住宅用地の申告)の規定により、次のとおり申告します。

年 月 日

所 有 者	住 所	電話番号 ()	
	氏 名 又は 名 称	印	
土 地	所在地	地積(m ²)	所有 者
	所在地	地積(m ²)	
家 屋	種類	用途	用途
	構造	専 住 用 併 用 其 他	専 住 用 併 用 其 他
	家屋番号	木 造 非木造 木 造 非木造 木 造 非木造 木 造 非木造 木 造 非木造 木 造 非木造	専 住 用 併 用 其 他 専 住 用 併 用 其 他 専 住 用 併 用 其 他 専 住 用 併 用 其 他 専 住 用 併 用 其 他
	家屋面積	合計床面積	住宅部分 の床面積
	住宅用地	住宅用地	住宅用地
	単筆	単筆	単筆
	筆面地	筆面地	筆面地
	%	%	%
	変更後	変更後	変更後
	住宅用地	住宅用地	住宅用地
	単筆	単筆	単筆
	筆面地	筆面地	筆面地
%	%	%	
住宅用地	住宅用地	住宅用地	
単筆	単筆	単筆	
筆面地	筆面地	筆面地	
%	%	%	
変更年月日	住宅用地から住宅用地以外へ変更した場合その年月日		
	年	月	日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第2号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成25年9月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）



備考 文字は黒色、正方形の枠及び斜めの帯は黄色、枠の内側の地は緑色、図柄及び地は白色とする。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第3号

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市景観条例施行規則（平成21年3月規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「商業地域」の次に「及び景観計画に定める武田神社及び山梨大学周辺地区景観計画の対象区域（以下「武田神社及び山梨大学周辺地区」という。）」を加え、同条第4号中「中道地区」の次に「又は武田神社及び山梨大学周辺地区」を加え、同条第5号中「第7号及び第8号」を「第8号及び第9号」に改め、同条第6号中「行為」の次に「（武田神社及び山梨大学周辺地区における行為を除く。）」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 武田神社及び山梨大学周辺地区における第11条第5号に掲げる工作物に係る行為 高さ1.2メートル

附 則

この規則は、平成26年2月3日から施行する。

告示

甲府市告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市大里町字東耕地2151番1、2152番1、2153番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町2075番地
三 神 柏

甲府市告示第2号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第8条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 甲府駅北口自転車等放置禁止区域
別紙のとおり
- 2 施行日
平成26年4月1日（火）

（別紙省略）

甲府市告示第3号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成26年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市マウント ピア黒平	甲府市黒平町623番地1 黒平地域振興組合	平成26年4月1日 から平成31年3月 31日まで

甲府市告示第4号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第3760号 |
| | 充当通知書 | 税発第3761号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 羅 佳 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第5号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 書類名 | 平成25年度介護保険料第1～4期分督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

(別紙省略)

甲府市告示第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成26年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第7号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成26年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 実施内容（平成26年1月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		

百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{*1}	平成7年4月2日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日まで の間にある女子		
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、 じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 		高齢者インフルエンザ指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

(1) 明らかに発熱のある人

- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかなる人
(3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
(4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第8号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年1月9日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本） 税発第3734号 |
| 2 発送日 | 平成25年12月17日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 白倉 豊 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第9号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年1月9日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年1月23日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1617
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理4号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市北口二丁目108番地先から 甲府市北口二丁目58番地先まで	6.0～ 10.2	77.1	

甲府市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年1月23日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理 4号線	甲府市北口二丁目108 番地先から 甲府市北口二丁目58 番地先まで	77.1	平成26年 1月10日
市道	水門日向線	甲府市北口二丁目142 番地先から 甲府市北口三丁目200 番地先まで	248.0	平成26年 1月10日

甲府市告示第12号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第

226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成25年12月2日
- 3 項目 平成25年度国民健康保険料6期～9期分
- 4 納期限 平成26年1月6日
(納期限を平成26年1月31日に再指定)
平成26年1月31日 平成26年2月28日
平成26年3月31日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア
- 6 納付義務者 別紙のとおり（16件）

(別紙省略)

甲府市告示第13号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第3982号
充当通知書 税発第3983号
- 2 送達を受けるべき者 飯嶋 弘明
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第14号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年1月16日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 288号		
工事名	地域振興複合施設調整池設置工事		
工事場所	甲府市下曽根町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 調整池容量 330m³ ボックス型雨水貯留槽設置 (2200+2200) × 1500 × 2000 38本 ボックス型雨水貯留槽設置 (2200+2200) × 2000 × 2000 2本 背面版設置 4940 × 1860 × 200 7枚 ヒューム管布設工 Φ600mm 15.4m 1号MH設置工 1基 他
	2	工期	平成26年6月30日まで
	3	予定価格(税込み)	75,988,800円 (消費税相当額8%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	<p>公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、3,700万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10

日程	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1	入札説明書等配付開始日	平成26年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月27日
	3	申請書受付開始日	平成26年1月16日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月27日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月31日
	6	設計図書配付開始日	平成26年1月16日
	7	設計図書配付締切日	平成26年2月3日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年2月3日
	10	入札日時	平成26年2月12日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年2月17日
	12	開札日時	平成26年2月21日 午前9時10分
13	落札者決定日	平成26年2月24日	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年2月6日 午後5時まで
	2	回答	平成26年2月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年2月19日まで
	2	回答	平成26年2月20日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年2月20日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金			免除
契約保証金			契約金額の10/100 納付

	ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
	平成25年度支払限度額：30,396,000円	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第15号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）32号	
工事名	①都市計画道路築造工事（H25 古府中環状浅原橋線） ②（配区-1）配水管布設替工事	
工事場所	甲府市朝日2・3丁目地内	
工事概要	1	①施工延長L=62.5m、 幅員W=22.0m ・道路改良工 L=62.5m ・照明施設 N=7基 ・下水道管敷設工（φ200塩ビ管） L=113.9m、 ボックスカルバート 1200*800 L=62.0m

		・電線共同溝工 特殊部 N=4箇所、 高圧分岐樹 N=2箇所、 埋設管路 L=63.5m ②・DIP.NS（φ300）77.5m ・DIP.K（φ300）5.5m ・DIP.NS（φ200）55.5m ・DIP.K（φ200）6.0m ・DIP.NS（φ150）5.0m ・DIP.K（φ150）3.0m ・DIP.NS（φ100）87.0m ・DIP.K（φ100）6.5m ・DIP.NS（φ75）4.5m ・SGP-VD（φ50）7.0m ・仕切弁.NS（φ300）4基 ・仕切弁.NS（φ200）6基 ・仕切弁.NS（φ150）1基 ・仕切弁.NS（φ100）7基 ・消火栓（φ75）1基 ・泥吐弁（φ75）2基 ・水抜栓（φ25）3基 ・空気弁（φ20）2基 ・不断水簡易仕切弁（φ150）1基	
2	工期	平成27年2月27日まで	
3	予定価格（税込み）	144,946,800円 （消費税相当額8%で積算）	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	道路築造工事等。ただし、1件（道路築造工事及び配水管布設替工事との合算可。）の工事請負額が7,200万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月27日
	3	申請書受付開始日	平成26年1月16日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月27日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月31日
	6	設計図書配付開始日	平成26年1月16日
	7	設計図書配付締切日	平成26年2月3日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年2月3日
	10	入札日時	平成26年2月12日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年2月17日
	12	開札日時	平成26年2月21日 午前9時00分
	13	落札者決定日	平成26年2月24日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年2月6日 午後5時まで
	2	回答	平成26年2月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年2月19日まで
	2	回答	平成26年2月20日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年2月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付	

	ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月16日

甲府市長 宮島雅展

- 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社989番、990番、991番、993番5
以上4筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町991番地
雨宮 奈美

甲府市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月16日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代1052番5
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市境川町石橋800番地
株式会社エル昭和
代表取締役 竜沢 正博

甲府市告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代1050番1、1050番2、1052番2、1058番1
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町唐柏677番地の1
株式会社こはくフーズ
代表取締役 古屋 公士

甲府市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小曲町字寺東51番1、53番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県大和市中央林間五丁目11番20号
平林 蘭奈

甲府市告示第20号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 平成25年度国民健康保険料第4期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年1月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の位置 甲府市大里町字西耕地4323番8
- 2 道路の幅員 4.03m
- 3 道路の延長 14.17m

甲府市告示第22号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第

226号) 第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|-------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) | 税発第3984号 |
| | 充当通知書 | 税発第3985号 |
| 2 送達を受けるべき者 | WIJAYANTI YUREANA | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第23号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字前河原504番29
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市西高橋町65番地
レジデンスサガラ A-301
齊藤 龍司

甲府市告示第24号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年1月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | 第3335号 |
| (2) 物件名 | 小学校1年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成26年1月21日(火)～平成26年1月30日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年1月21日(火)～平成26年1月30日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年2月7日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第25号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送した

が返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類 差押調書(謄本) 税発第3398号
- 2 送達を受けるべき者 中澤 紳悟
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市里吉四丁目1114番2、1115番2から1115番8まで
以上8筆
- 2 公共施設の種類の位置

公共施設の種類の位置	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市伊勢四丁目22番1号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 戸田 克己

(別添図省略)

甲府市告示第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

(別紙省略)

甲府市告示第30号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書 |
| 2 発送日 | 平成25年11月15日 |
| | 平成25年12月15日 |
| 3 項目 | 平成25年度介護保険料第5・6期 |
| 4 納期限 | 第5期 平成25年12月2日 |
| | 第6期 平成26年1月6日 |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関 |
| | 甲府市収納代理金融機関 |
| | ゆうちょ銀行 |
| | 甲府市指定コンビニエンスストア |
| | 甲府市税務部収納管理室収納課 |
| | 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課 |
| | 窓口センター |
| 6 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 7 保管場所 | 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課 |

(別紙省略)

甲府市告示第31号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により広告物等を保管したので、同条第2項の規定により別紙のとおり公告する。

平成26年1月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

平成26年1月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字高条653番2、653番3、653番8
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町2501番地
市 村 省 吾

甲府市告示第28号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年1月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 担保権設定等財産の差押通知書 | 税発第3936号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 新興建設株式会社 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第29号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成26年1月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 書類名 | 介護保険被保険者証 |
| 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 | 別紙のとおり |

甲府市告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月24日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市桜井町字大門98番1、98番2、98番4から98番7まで、98番9、101番2から101番7まで、104番1、104番2、104番6、104番10、104番11、104番14、104番17から104番19まで、104番22から104番24まで以上25筆

2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	公園
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市石和町上平井428番地1
興土開発株式会社
代表取締役 土橋久雄

(別添図省略)

甲府市告示第33号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名・発送日 介護保険料 過誤納還付・充当通知書
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所

甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年2月6日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1624
- 3 路線名 上町14号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市上町333番1地先から 甲府市上町326番1地先まで	5.0～ 7.16	167.5	

甲府市告示第35号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成26年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
 - 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
- (別紙省略)

甲府市告示第36号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第

226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年1月24日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 差押調書(謄本) 税発第3937号
- 2 送達を受けるべき者 波切 尚
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第37号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 差押調書(謄本) 税発第4241号
- 2 送達を受けるべき者 川手 美千子
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第38号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年1月29日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 平成25年度軽自動車税督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第39号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

平成26年1月29日

甲府市長 宮島雅展

1 実施内容(平成26年2月分)

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	指定医療機関(別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (M R)	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	

麻しん単独 風しん単独	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん		12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子	
高齢者 インフルエンザ		・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、 じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）	高齢者インフルエンザ指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
- (1) 明らかに発熱のある人
 - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかの人
 - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
 - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第40号

平成24年度建設甲府市市営住宅の入居者募集を実施するので、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条及び甲府市市営住宅条例(平成9年条例第54号)第4条の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 受付期間 平成26年2月10日(月)～平成26年2月21日(金)

(土・日、祝日は除く)

- 2 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

- 3 受付場所 甲府市役所本庁舎8階

- 4 募集住宅の概要 次のとおり

団地名	種別	構造	間取り及び住戸専用面積	戸数	予定家賃
北新団地A	公営住宅	高層耐火構造9階建(鉄筋コンクリート造)	3LDK 66.88㎡ リビング・ダイニング・キッチン・和室・洋室1・洋室2・浴室・洋便所・洗面洗濯所・都市ガス(IH取付可)	50戸程度	表一 ・・・① 参照
			2LDK 55.52㎡ リビング・ダイニング・キッチン・和室・洋室・浴室・洋便所・洗面洗濯所・都市ガス(IH取付可)	30戸程度	表一 ・・・② 参照
			1DK(単身者用) 41.07㎡ ダイニング・キッチン・和室・浴室・洋便所・洗面洗濯所・都市ガス(IH取付可)	3戸程度	表二 ・・・③ 参照

表一(①及び②)

区分	月額所得金額	所得世帯人数			表一… ①3LDK 家賃	表一… ②2LDK 家賃
		2人	3人	4人		
		0から	0	0		
104,000まで	1,628,000	2,008,000	2,388,000			
I	104,001から	1,628,001	2,008,001	2,388,001	36,200	30,100
	123,000まで	1,856,000	2,236,000	2,616,000		
II	123,001から	1,856,000	2,236,001	2,616,001	41,400	34,400
	139,000まで	2,048,000	2,428,000	2,808,000		
III	139,001から	2,048,001	2,428,001	2,808,001	46,700	38,800
	158,000まで	2,276,000	2,656,000	3,036,000		
IV	158,001から	2,276,001	2,656,001	3,036,001	53,400	44,300
	186,000まで	2,612,000	2,992,000	3,372,000		
V	186,001から	2,612,001	2,992,001	3,372,001	61,600	51,200
	214,000まで	2,948,000	3,328,000	3,708,000		

※区分V、VIは、裁量階層。甲府市市営住宅条例第6条第1項第2号のアの(ア)から(オ)、同項同号のイ及びウに該当する者が対象

表二(③)単身者

区分	月額所得金額	所得	表二…③ 1DK 家賃
----	--------	----	-------------------

I	0 から	0	19,300
	104,000 まで	1,248,000	
II	104,001 から	1,248,001	22,200
	123,000 まで	1,476,000	
III	123,001 から	1,476,001	25,400
	139,000 まで	1,668,000	
IV	139,001 から	1,668,001	28,700
	158,000 まで	1,896,000	
V	158,001 から	1,896,001	32,800
	186,000 まで	2,232,000	
VI	186,001 から	2,232,001	37,800
	214,000 まで	2,568,000	

※単身者は甲府市市営住宅条例施行規則第2条第1項第1号から第5号までに該当する者

- ・昭和31年4月1日以前に生まれた者
- ・障害者基本法に規定する障害者で、身体障害にあつては1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害にあつては1級から3級までのいずれかに該当する程度、知的障害にあつては精神障害に相当する程度
- ・生活保護法に規定する被保護者 他

5 学 区 北新小学校・北中学校

6 入居予定日 平成26年4月1日(火)

7 問い合わせ先 甲府市建設部建設総室住宅課住宅係

農業委員会

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、平成26年1月31日午後3時00分、ホテルクラウンパレス甲府において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成26年1月27日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成26年2月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成26年2月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
(1) 横根町の一部区域
(2) 和戸町の一部区域
(3) 向町の一部区域
(4) 上阿原町の一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおりに
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 縦覧期間
平成26年1月15日から同月31日まで土を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

甲府市上下水道局告示第2号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年1月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）33号			
工事名	①濁川東一処理分区下水道管布設工事（H25B-4） ②（下甲-6）配水管布設替工事（濁川東一処理分区・H25B-4）			
工事場所	甲府市向町地内			
工事概要	1	工事内容	①・リブ付塩ビ管布設工（φ200） L=604.5m ・人孔設置工（1号）10箇所 ・人孔設置工（小型）8箇所 ・公設柵設置工 32箇所 ・付帯工 1式 ②・DIP. NS（φ200）116m ・DIP. NS（φ100）449m ・DIP. K（φ100）5m ・RRVP（φ100）18m ・RRVP（φ75）6m ・仕切弁. NS（φ200）2基 ・仕切弁. NS（φ100）12基 ・消火栓（φ75）2基、 ・不断水簡易仕切弁（φ100）2基 ・臨給工（材料局支給）1式	
	2	工期	平成27年1月30日まで	
	3	予定価格（税込み）	94,330,440円 （消費税相当額8%で積算）	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
	1	本店所在地	甲府市内	
2	競争入札参加資格	土木一式 A		
入札参加資格	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事又は配水管布設替工事等。ただし、1件（下水道管布設工事及び配水管布設替工事との合算可。）の工事請負額が4,700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	

総合評価に関する事項	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
日程	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1	入札説明書等配付開始日	平成26年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年1月27日
	3	申請書受付開始日	平成26年1月16日
	4	申請書受付締切日	平成26年1月27日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年1月31日
	6	設計図書配付開始日	平成26年1月16日
	7	設計図書配付締切日	平成26年2月3日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年2月3日
	10	入札日時	平成26年2月12日 午前9時05分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年2月17日
	12	開札日時	平成26年2月21日 午前9時05分
13	落札者決定日	平成26年2月24日	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年2月6日 午後5時まで
	2	回答	平成26年2月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年2月19日まで
	2	回答	平成26年2月20日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年2月20日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札	

	入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第3号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成26年1月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 指定番号 | 第385号 |
| | 指定業者名 | 有限会社玉崎水道 |
| | 所在地 | 韮崎市若宮3丁目11番38号 |
| | 代表者 | 玉崎正夫 |
| 2 | 指定番号 | 第386号 |
| | 指定業者名 | 株式会社アクアライン |
| | 所在地 | 広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノヤビル6F |
| | 代表者 | 大垣内剛 |

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

- | | |
|---------|---------------|
| 1 指定年月日 | 平成26年1月22日 |
| 2 指定番号 | 第286号 |
| 3 指定店名 | 有限会社 玉崎水道 |
| 4 所在地 | 韮崎市若宮三丁目11-38 |
| 5 代表者氏名 | 玉崎 正夫 |

任免辞令

（市長事務部局）

小馬瀬 一 樹

技術職員に採用する
消化器内科医師を命ずる
市立甲府病院診療部医長を命ずる

木 村 一 史

技術職員に採用する
放射線診断科医師を命ずる
市立甲府病院診療部医長を命ずる

河 西 美 枝

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

永 井 美 江

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

代 永 愛 美

技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成26年 1月 1日